

考えてみよう、防災のこと。

9月は防災月間です。大切な命を守るため、いざという時にどのように行動するか、この機会に考えてみましょう。市では防災に関する行事も開催します。ぜひ参加して、防災について考えるきっかけにしましょう。

1 市総合防災訓練

家庭、地域、行政の連携によって災害への対応力を高めることを目的に総合防災訓練を実施します。当日はラジオ放送や緊急速報メールの発信などが行われますので、ご協力をお願いします。

- 日時 9月1日(日) 午前7時～正午
- 場所 市役所本庁・各総合支所、一部の地区センター

- 内容
 - 災害対策本部設置訓練、避難誘導訓練、避難所開設訓練、緊急告知ラジオ放送など
 - 緊急速報メールの訓練発信
- 時間：午前8時ごろ
- 対象：本市周辺で緊急速報メールに対応している携帯電話やスマートフォンなどを持っている人
- ※全ての人にメールが送信されます。マナーモードにしている携帯電話などが鳴動する場合がありますので、不都合がある人は電源を切ってください。

- 問い合わせ
本庁危機管理課防災保安係 (☎ 34-2236)

2 Jアラート 情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を行います。

Jアラートとは…
自然災害や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星を通じて防災無線などから瞬時に伝えるシステム。

- 日時
 - ①8月28日(日) 午前11時
 - ②12月4日(日) 午前11時
 - ③2年2月19日(日) 午前11時

■内容
奥州エフエム放送による緊急ラジオ放送、登録制メール配信、防災行政無線（衣川）の放送

- 問い合わせ
本庁危機管理課防災保安係 (☎ 34-2236)

3 建築物の防災対策は万全ですか？

8月30日(日)～9月5日(日)は建築物防災週間です。

県では期間中、災害発生時に著しい被害が発生する恐れのある建築物を中心に、安全管理の状況のチェックと指導を行います。また、防災相談所を設置し、地震対策や火災対策など建築物に関する相談に応じます。

- 問い合わせ・相談先
県南広域振興局土木部 (☎ 22-2882)

4 防災フェア in 奥州 を初開催

子どもからお年寄りまで、気軽に楽しみながら体験できる防災イベントを初開催します。ぜひ「命を守る防災」をご家庭に持ち帰ってください。

- 日時
8月31日(日) 午前10時半～午後4時

■場所
市まちなか交流館

■内容
●講話 ●防災食の試食 ●防災クイズ ●救命講習 ●災害用伝言ダイヤル「171」の紹介 ●段ボールなどの活用紹介 ●煙体験コーナー ●市消防団ラッパ隊・音楽隊・カラーガード隊の合同演舞（午前11時半～）など

- 問い合わせ
市防災士会「絆」（千葉☎ 090-1548-5254、千田☎ 090-4637-3186）

軽自動車税が変わります

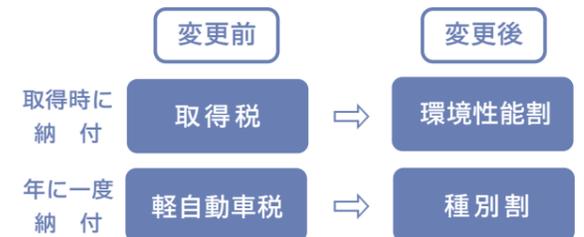
◎問い合わせ
本庁税務課市民税係 (☎ 34-2374)

① 環境性能割が導入されます

10月から自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が導入されます。また、現行の「軽自動車税」は「種別割」に名称が変わります。

「環境性能割」は車の燃費基準に応じて税率が変わる仕組みで、10月1日以後に新車・中古車を問わず価格50万円を超える車両を取得した場合に課税されます。軽自動車の購入時に、販売店などを通じて納めてください。

消費税率引き上げに伴う経過措置として、10月1日から2年9月30日までの間に取得した場合は税率が軽減されます。



環境性能割の税率（自家用の軽自動車）

対象車	通常の税率	軽減期間中の税率 (10月1日～2年9月30日)
電気自動車など	非課税	非課税
★★★★低排出ガス認定車 かつ 令和2年度 燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
★★★★低排出ガス認定車 かつ 令和2年度 燃費基準達成車	1%	非課税
上記以外の車	2%	1%



燃費基準早期達成車、低排出ガス認定車

燃費基準を達成している車や排出ガスの有害物質が一定レベル以上削減されている車は、環境に優しい車として認定するステッカーが貼られています。

★★★★低排出ガス認定車に認定されるのは、平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%以上低減を達成した車です。



② グリーン化特例（軽課）を延長します

軽自動車で、初回の車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分に限り、軽自動車税（10月からは種別割）が軽減される「グリーン化特例」という制度があります。本年度末までの特例措置でしたが、消費税率引き上げに配慮して、現行の軽減率を2年間延長（3年3月31日まで）します。（下表参照）

3年4月1日以後に購入した場合、軽減対象となる軽自動車は自家用の電気自動車と天然ガス自動車のみになりますのでご注意ください。

グリーン化特例による軽減率（自家用の軽自動車）

対象車	平成31年4月1日から 令和3年3月31日までに取得	令和3年4月1日から 5年3月31日までに取得
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減
★★★★低排出ガス認定車 かつ 令和2年度 燃費基準+30%達成車	50%軽減	軽減なし
★★★★低排出ガス認定車 かつ 令和2年度 燃費基準+10%達成車	25%軽減	